

会 務 月 報

第386号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成27年2月常任理事会議事概要

1. 日 時 平成27年2月26日（木）
13:30～16:25
2. 場 所 日事連会議室
3. 常任理事会構成者総数、定足数及び出席者数
常任理事会構成者総数13名、定足数7名、出席者数13名
4. 出席者及び欠席者の氏名
出席者
会 長 大内達史
副 会 長 宮原克平、富岡 學、佐野吉彦、田畑光三、
朝岡市郎、井上精二
専務理事 高津充良
常任理事 遠藤正幸、栗原憲昭、佐々木宏幸、仲元典允、
山本康一郎
事 務 局 前田敏明事務局長兼総務課長、戸谷泰子会誌編
集担当課長、鈴木雅之業務課長、
千浜民子企画調整担当課長、市川貴之教育・情報
担当課長
5. 議 長
大内達史会長より議長について諮り、田畑光三副会長を議長
に選任した。
6. 議事録署名人
大内達史会長、田畑光三副会長
7. 議 事
(1) 協議事項
1) 平成27年度事業計画について

事務局より、資料1によって平成27年度事業計画策定、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、基本問題検討、景観・まちづくり、適合証明業務登録機関に関するそれぞれの事業計画の内容の説明がなされた。

協議の結果、資料1の原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

2) 平成27年度収支予算について

事務局より、資料2-1～3によって一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の平成27年度収支予算について、次の趣旨の説明がなされた。

（仮称）改正建築士法講習会を実施すべく検討中であり、当該予算額については仮の金額としている他、改正建築士法施行に伴う広報活動のための予算を計上した。また、財政検討特別委員会での検討結果報告（平成24年11月29日理事会承認）をもとに、支出については、重点的な事業に集中し、不要不急なものは削る等縮減に努めた予算案である。

協議の結果、資料2-1～3の原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

3) 旅費規程の変更について

事務局より、資料3により次の趣旨の説明がなされた。

3月14日に北陸新幹線が開業することに伴い、空路適用地域で旅費を算定し支給している富山、石川及び福井については、陸路適用地域に変更したい。なお、青森についても既に新幹線が開通し、陸路が一般的なため、同様に空路適用地域から陸路適用地域に変更したい。

協議の結果、資料3の原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

4) 平成27年5月からの八丁堀NFビル賃貸借契約更新について

事務局より、資料4により次の趣旨の説明がなされた。

前回の常任理事会で、平成27年4月に日事連事務局が入居する八丁堀NFビルの賃貸借契約が満了すること及び家主から提示された契約更新条件（月額賃料、坪13,250円、年間で35万円・1.9%増、共益費及び消費税を除く。以下同）を報

告したところであるが、その後の再交渉の結果、5年の定期借家契約で坪当たり100円減の13,150円、年間では21万円・1.1%増が提示された。

協議の結果、5年の定期貸室賃貸借契約で更新することを3月通常理事会に提案することを決めた。

5) 管理建築士講習の平成27年度以降の業務委託費配分について

山本教育・情報委員長より、資料5により次の趣旨の説明がなされた。

建築技術教育普及センター（センター）と協議の結果、管理建築士講習については、センターは赤字となっているが、単位会・日事連の業務委託費を引き下げると講習を開催する単位会が減少し、さらなるシェアの低下を招く恐れがあるため、業務委託費は変更しない。また、センター支部による臨時講習の弾力的実施の検討、最低開催可能人数を10名から5名に変更及び小規模開催調整費の負担方法の見直しについて意見が一致した。

協議の結果、以上の内容でセンターと合意することを3月通常理事会に提案することを決めた。

6) 建築士定期講習の平成27年度以降の業務委託費配分について

山本教育・情報委員長より、資料6により次の趣旨の説明がなされた。

建築士定期講習については、平成24年度の受講料見直し及び経費配分の変更時の取り決めにより、以降3年ごとに経費配分の見直しを行うこととしていた。今般、センター及び日本建築士会連合会と協議した結果、平成24年度から26年度のセンターのコスト増大を考慮し、平成27年度からセンターの直接費を134円増の4,538円、単位会の業務委託費を68円減の4,935円とすることで意見が一致した。

協議の結果、以上の内容でセンターと合意することを3月通常理事会に提案することを決めた。

7) 「小規模建築物・設計施工一括用 工事請負等契約約款・同契約書式」の改訂版の発行について

専務理事より、資料7により次の趣旨の説明がなされた。

小規模設計施工一括用契約書式は、平成25年2月に建築7団体で構成する民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款委員会で作成されたが、これとは別に四会連合協定設計監理契約調査研究会で小規模向け設計・監理契約書類を作成する動きがあり、その整合性を図るため、日事連等3団体が発行に賛同せず、残る4団体の連名で発行された。その後、小規模向け設計監理契約の検討が進み、その整合性が図られ、また、改正建築士法に対応するため、同委員会では小規模設計施工一括用契約書式の改正作業に着手し、日事連からも委員を派遣し意見提出等を行った。今般、同委員会委員長より小規模設計施工一括用契約書式の改正案について承諾依頼が来ており、建築7団体の承諾が得られれば、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款委員会名に切り替えて発行することになる。

協議の結果、改正案に承諾することを3月通常理事会に提案することを決めた。

8) 建築三会による改正建築士法講習会の実施について

専務理事より、資料8により次の趣旨の説明がなされた。

2月から3月上旬にかけて行われる新・建築士制度普及協会の無料講習終了後、建築三会で建築士法改正の内容と設計受託契約等のポイントについて解説する有料の講習会を開催し、書面での契約義務化の普及・促進に繋げる。開催時期は、4月下旬から6月中旬を予定している。

協議の結果、資料8の原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

9) 改正建築士法の施行に向けた周知の取組みについて

専務理事より、資料9により次の趣旨の説明がなされた。

法改正の周知については、建築三会で進めて行くこととしているが、日事連としてはまず、法改正の趣旨・内容を本会役職員及び単位会役員・会員の名刺並びに封筒に記載し、身近な所から周知を図りたい。業界紙等に記事にしてもらえよう、3月下旬にプレス発表を予定している。

協議の結果、資料9の原案を了承し、3月通常理事会に提

案することを決めた。

10) 建築士事務所の執務環境整備に係わるワーキンググループの設置について

宮原副会長及び事務局より、資料10により次の趣旨の説明がなされた。

建設産業においては、近年、若年者の入職が大きく減少している。若年者が建設業への入職を避ける理由は、福利厚生や給与水準の低さであり法令により加入義務のある社会保険に未加入の企業が多いことが大きな原因である。こうした状況を踏まえ、国交省では、社会保険の未加入対策及び社会保険への加入の徹底を図る観点から、建設業団体と社会保険未加入対策推進協議会を設置し取り組んでいる。建築士事務所においても建設産業と同様の問題を抱えており、大学の建築学科を卒業しても建築士事務所以外の業種に進む学生が増えている。それにもかかわらず、業界として入職を促すような対策が取られていない。

対策の手始めとして、新年度より総務・財務委員会のもとに建築士事務所の執務環境整備に係わるワーキンググループを設置して検討したい。

協議の結果、資料10の原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

11) パソコン等を利用した会議の実施に係わるワーキンググループの設置について

事務局より、資料11により次の趣旨の説明がなされた。

日事連の委員会等を開催する際に、パソコンによるテレビ会議システム等を利用することにより、東京に委員が集まらなくても機動的な実施を可能にし、併せて旅費の支出削減を図ることを目的に検討を開始する。

新年度より総務・財務委員会のもとに（仮称）テレビ会議等検討ワーキンググループを設置したい。

協議の結果、資料11の原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

12) 建築の低炭素化・省エネルギー化の対応に係わるワーキンググループの設置について

事務局より、資料12により次の趣旨の説明がなされた。

建築関連17団体では、平成21年に提言「建築関連分野の地球温暖化対策ビジョン2050 ～カーボン・ニュートラル化を目指して～」を起草し、平成26年には低炭素社会推進会議を結集し、同提言を具体化するために各団体間の情報交換・課題共有を行ってきた。また、国では平成32年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準への適合を義務化する動きがあることから、日事連でも検討を開始する必要がある。

新年度より業務・技術委員会のもとに（仮称）建築の低炭素化・省エネルギー化対応ワーキンググループを設置したい。

協議の結果、資料12の原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

13) 第38回建築士事務所全国大会（東京開催）の実施結果について

事務局より、資料13により次の趣旨の説明がなされた。

10月に実施した全国大会では、平成26年6月に建築士法の改正が議員立法により可決・成立したことを踏まえ、建築復興支援センターのシンポジウムに加え、建築士法改正の報告をし、パーティの名称を「第38回建築士事務所全国大会パーティ建築士法改正の感謝の集い」として実施した。参加者は、国会議員本人出席40名、代理出席67名を含め、総勢820名、収支決算額は1,700万円余であった。

協議の結果、資料13の原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

14) 第39回建築士事務所全国大会（茨城大会）実施要項について

事務局より、資料14により次の趣旨の説明がなされた。

大会テーマを「復興の喜び」、大会スローガンを「彰往考来のところに学ぶ」として、10月16日に水戸市の茨城県立県民文化センター及び水戸プラザホテルを会場として開催する。大会行事は、対談、基調講演、大会式典、日事連建築賞作品展示、記念パーティ等を行う。大会参加費は4,000円、記念パーティ参加費は12,000円、収支予算額は

4,840万円である。

協議の結果、資料14の原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

15) 第41回建築士事務所全国大会（和歌山大会）の開催日程等について

事務局より、資料15により次の趣旨の説明がなされた。

平成29年度第41回建築士事務所全国大会（和歌山大会）の主管会となる和歌山会より、開催日を平成29年10月6日とし、和歌山県民文化会館を式典会場として実施したい旨連絡があった。

協議の結果、資料15の原案を了承し、3月通常理事会に提案することを決めた。

16) 建築士事務所全国大会の地方と東京の隔年開催について

事務局より、資料16により次の趣旨の説明がなされた。

全国大会の地方と東京の隔年開催の是非について11月の総務・財務委員会で協議した際は、隔年開催を中止し、毎年地方で開催した方が良いとの意見が多かったが、その後、各委員を通じブロック協議会等で議論し、その意見等を参考に2月の総務・財務委員会で改めて協議したが、ブロック・単位会の意見は様々であること及び隔年開催を中止した場合、2年に1度日事連の負担が900万円余増えることから、委員会としての結論は出さず、常任理事会で協議することとした。

協議の結果、平成29年度の和歌山大会を近畿ブロック協議会が協力して、できるだけ支出を抑えた方法で実施し、その結果により隔年開催を継続するか否か改めて判断することとした。

17) 平成27年度の主な会議日程（予定）について

事務局より、資料17によって平成27年度の主な会議日程について報告がなされ、原案を了承した。

18) 3月通常理事会の議題等について

事務局より、資料18によって説明がなされ、協議の結果、原案どおり3月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(2) 報告事項

1) 一級建築士の懲戒処分の基準の見直しに関する意見募集（パ

ブコメ）について

専務理事より、資料19によって次の趣旨の説明がなされた。

2月23日に国交省は、一級建築士の懲戒処分の基準の見直し案をまとめ、意見募集（パブコメ）を開始した。これは、延べ面積300㎡超の建築物の設計・監理について、書面による契約の義務化や一括再委託の禁止等を定めた改正建築士法の規定に沿って、懲戒事由の追加などを行うものである。意見募集の期間は3月24日まで。新しい処分基準は改正建築士法の施行と合わせ、6月25日から適用する予定である。この件について、単位会からは特段の意見は出されていない。3月の五会（日事連、士会連、JIA、日建連、学会）会長会議で意見交換を行う予定である。

2) 建築三団体による「改正建築士法の施行にあたり業務報酬基準に準拠した契約の締結の徹底に関する共同要望」の実施について

専務理事より、資料20によって次の趣旨の説明がなされた。

今般の改正建築士法で「国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約締結の努力義務化」が規定され、この規定を実効あるものとするため、法施行前に国、地方自治体及び民間団体に対して建築三会で要望活動を実施した。12月に民間10団体に対し要望及び記者会見を行い、1月に官公庁14府省に対し要望した。地方においても、単位会に共同実施を依頼し、19単位会が既に実施済みである。

3) 平成26年度適合証明技術者の講習・登録時に実施した「既存住宅現況検査技術者講習」の費用配分等について

事務局より、資料21により次の趣旨の説明がなされた。

平成26年度は適合証明技術者の新規・更新登録の講習を実施する年であるが、今回は住宅瑕疵担保責任保険協会の協力を得て、同協会が実施する既存住宅現況検査技術者講習と同日に講習を実施し、両講習を別々に受講するよりも割安に受講できるようにした。同講習の日事連の損益分岐点は、受講者1,500名であったが、想定を上回る3,288名の申込が

あったため、その収益の7割を単位会へ還元する予定である。

- 4) 五会共同企画による国連防災世界会議への参加について
事務局より、資料22により次の趣旨の報告がなされた。

3月14日に仙台で開催される第3回会議の建築五会の共同企画実施内容は、シンポジウム「いのちを守るまちづくり／家づくり」、テーマ「都市・建築の領域における復興と防災への貢献」に決定した。日事連からは、岩手会の鍋倉副会長兼専務理事が講演者として「建築復興支援センターの活動」について報告する。

- 5) 会員・構成員異動報告

平成26年11月末、12月末及び平成27年1月末の会員及び構成員数等が、事務局より次のとおり報告がなされた。
単位会別構成員数等は資料11のとおり。

平成26年11月30日現在 正会員46団体

構成員14,943事務所、賛助会員3社

平成26年12月31日現在 正会員46団体

構成員14,956事務所、賛助会員3社

平成27年 1月31日現在 正会員46団体

構成員14,947事務所、賛助会員3社

- 6) 後援名義等使用の催物について、事務局より資料24により報告がなされた。

- 7) 経過報告について、事務局より資料25により報告がなされた。

<配付資料>

資料1：平成27年度事業計画書（案）

資料2-1：平成27年度収支予算について他

資料2-2：平成27年度一般会計予算内訳書（案）

資料2-3：平成13～27年度末（予算）当期損益と特定資産残高

資料3：旅費規程の変更について

資料4：平成27年5月からの八丁堀NFビル賃貸借契約更新について

資料5：管理建築士講習の経費配分について

資料6：平成27年度の建築士定期講習業務委託費配分の変更について

資料7：小規模建築物・設計施工一括用工事請負等契約約款・同契約書式の作成の経緯等

資料8：建築3会による建築士・建築士事務所向け改正建築士法講習会の実施について（案）

資料9：改正建築士法の施行に向けた周知の取組みについて

資料10-1：建築士事務所の執務環境整備に係わるワーキンググループの設置について

資料10-2：第4回社会保険未加入対策推進協議会資料

資料11：パソコン等を利用した会議の実施に係わるワーキンググループの設置について

資料12：建築の低炭素化・省エネルギー化の対応に係わるワーキンググループの設置について

資料13：第38回建築士事務所全国大会（東京開催）実施報告書

資料14：第39回建築士事務所全国大会（茨城大会）実施要項（案）

資料15：平成29年度第41回建築士事務所全国大会（和歌山大会）開催日等について

資料16：全国大会の地方と東京の隔年開催について

資料17：日事連・平成27年度主な会議日程（予定）

資料18：平成27年3月通常理事会開催通知

資料19：一級建築士の懲戒処分の基準の見直しに関する意見募集について他

資料20：改正建築士法の施行にあたり業務報酬基準に準拠した契約の締結の徹底に関する共同要望活動の実施について

資料21：平成26年度適合証明技術者の講習・登録時に実施した「既存住宅現況検査技術者講習」の費用配分等について

資料22：国連防災世界会議パブリックフォーラム・建築系五団体シンポジウム概要

資料23：会員・構成員異動報告書

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

平成27年

- | | |
|-------|-------------------------|
| 5月18日 | 適合証明業務運営委員会 |
| 19日 | 総務・財務委員会 |
| 20日 | 監査会 |
| 26日 | 四会約款解説書編集WG
教育・情報委員会 |
| 27日 | 正副会長会
常任理事会 |
| 28日 | 既存住宅の活用に係わるWG |
| 6月 2日 | 建築の低炭素化・省エネルギー化対応WG |
| 3日 | 構造技術専門委員会 |
| 4日 | 日事政研役員会 |
| 4日 | 通常理事会 |
| 5日 | 基本問題検討特別委員会 |
| 9日 | 日事連建築賞選考委員会 |
| 10日 | JAAF-MST維持管理WG |
| 15日 | 会誌・編集専門委員会 |

■第44回臨時総会議事概要

1. 日 時 平成26年12月4日(木)
12:45～13:00

2. 会 場 銀座東武ホテル 3階「龍田」

3. 総会の構成者数及び出席者

総会構成者 46名

出席者数 45名(鹿児島会は書面表決書を提出)

欠席者数 1名(愛媛会)

4. 出席者の氏名

(1) 役 員

会 長 佐野 吉彦

幹 事 長 宮原 克平

副幹事長 横須賀満夫

会計責任者 田畑 光三

会計責任者職務代行者 北野 芳男

幹 事 富岡 學 朝岡 市郎 井上 精二

遠藤 正幸 栗原 憲昭 佐々木宏幸

山本康一郎 仲元 典允

監 査 役 宮原 浩輔 堂田 重明

(2) 単位会

北海道 川 幡 宏 一 青 森 野 呂 敏 秋

岩 手 新 沼 義 雄 宮 城 松 田 純 也

秋 田 佐 藤 友 一 山 形 伊 藤 剛

福 島 田 畑 光 三 茨 城 横須賀 満 夫

栃 木 佐々木 宏 幸 群 馬 栗 原 信 幸

埼 玉 宮 原 克 平 千 葉 鈴 木 兼 次

東 京 大 内 達 史 神奈川 小 林 忠 志

新 潟 坂 本 忠 志 長 野 池 田 修 平

山 梨 飯 窪 功 児 富 山 堂 田 重 明

石 川 西 川 英 治 福 井 櫻 川 幸 夫

静 岡 遠 藤 正 幸 愛 知 朝 岡 市 郎

三 重 小久保 晃 伸 滋 賀 井 島 均

京 都 八 木 裕 有 大 阪 佐 野 吉 彦

兵 庫 渥 美 充 弘 奈 良 植 村 吉 延

和歌山 小 川 浩 鳥 取 山 下 卓 治

島 根 矢 野 敏 明 岡 山 貴 田 茂

広 島 小 西 郁 吉 山 口 藤 井 正 昭

徳 島 小 西 誠 一 香 川 富 岡 學

高 知 西 森 敬 祐 福 岡 井 上 精 二

佐 賀 蓑 原 利 美 長 崎 池 田 賢 一

熊 本 福 島 正 継 大 分 中 野 満

宮 崎 金 丸 啓 洋 沖 縄 仲 元 典 允

5. 司 会 山本 康一郎 幹事

6. 会議の成立

司会者より、会員46名のうち、単位政研・単位会の代表者及びその代理人による出席が45名、欠席が1名(出席者のうち1名は書面表決書提出)であり、会則第20条の定足数を満たしているため、会議が成立している旨の報告があった。

7. 議長・副議長

議 長 佐々木 宏 幸 (栃木会)

副議長 朝 岡 市 郎 (愛知会)

8. 議事録署名人

会 長 佐 野 吉 彦 (大阪会)

議 長 佐々木 宏 幸 (栃木会)

9. 議 事

【議案】平成26年度収支補正予算の決定の件

議長の指名により、宮原幹事長より、議案の平成26年度収支補正予算(案)について、議案書により以下の提案説明があった。

(1) 政治活動費「組織活動費・渉外費」

・建築士法改正に伴う関係議員への支援等により、予算500万円のうち既に580万円を執行していること。また、予算

編成時には想定していなかった衆議院議員選挙への対応のため、補正を行うこととしたい。

- ・具体的には選挙対応費用として400万円、そして既に予算を超過している執行額80万円を合わせて計480万円を増額する補正を行うものである。

(2) 政治活動費「組織活動費・政治資金パーティー開催事業費」

- ・執行予定額が予算を上回ることが確実であるため、補正を行うこととしたい。
- ・具体的には本日の建築士事務所政経フォーラムに昼食を提供することとし、その費用として20万円を増額する補正を行うものである。

本件について議長が議場に諮ったところ、異議なく議案書のとおり平成26年度収支補正予算を決定した。

■平成27年4月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成27年4月1日～4月30日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	1,029		4,648	22.1%	241	- 5	23.4%
青 森	174		987	17.6%	34	- 3	19.5%
岩 手	273		1,068	25.6%	64	- 1	23.4%
宮 城	365	+ 3	2,169	16.8%	80		21.9%
秋 田	147		1,137	12.9%	42		28.6%
山 形	177		1,233	14.4%	53	- 1	29.9%
福 島	227		1,668	13.6%	63	+ 1	27.8%
茨 城	490		2,179	22.5%	147		30.0%
栃 木	177		1,437	12.3%	88	- 1	49.7%
群 馬	185		1,890	9.8%	91	+ 1	49.2%
埼 玉	514	+ 1	5,158	10.0%	118	+ 2	23.0%
千 葉	426	+ 1	3,597	11.8%	118	+ 1	27.7%
東 京	1,538	- 8	15,730	9.8%	492	+ 3	32.0%
神奈川	762		6,443	11.8%	194		25.5%
新 潟	331	- 2	2,456	13.5%	121	+ 1	36.6%
長 野	446	- 1	2,288	19.5%	123	- 2	27.6%
山 梨	105		865	12.1%	10	- 1	9.5%
富 山	308		1,317	23.4%	60		19.5%
石 川	292	+ 5	1,339	21.8%	55	- 1	18.8%
福 井	234		1,017	23.0%	56		23.9%
静 岡	458	- 3	3,327	13.8%	132	- 3	28.8%
愛 知	558	- 5	5,259	10.6%	130	- 3	23.3%
三 重	188	+ 1	1,337	14.1%	68		36.2%
滋 賀	182		1,215	15.0%	35		19.2%
京 都	322		2,247	14.3%	89	- 4	27.6%
大 阪	804	+ 3	6,699	12.0%	176	- 3	21.9%
兵 庫	434		3,777	11.5%	110	- 3	25.3%
奈 良	114		983	11.6%	23		20.2%
和歌山	120		796	15.1%	26	- 1	21.7%
鳥 取	93	+ 3	515	18.1%	46		49.5%
島 根	135		706	19.1%	70	- 3	51.9%
岡 山	401	- 1	1,583	25.3%	65		16.2%
広 島	343	- 2	2,462	13.9%	124	+ 1	36.2%
山 口	109		1,127	9.7%	37		33.9%
徳 島	98		889	11.0%	14		14.3%
香 川	104	+ 3	1,153	9.0%	17		16.3%
愛 媛	151	- 1	1,237	12.2%	34		22.5%
高 知	141		673	21.0%	24		17.0%
福 岡	480	- 2	3,804	12.6%	148	- 6	30.8%
佐 賀	177		637	27.8%	32		18.1%
長 崎	250		886	28.2%	43	- 1	17.2%
熊 本	217		1,411	15.4%	94	+ 1	43.3%
大 分	150	+ 1	964	15.6%	38		25.3%
宮 崎	121		1,101	11.0%	55	- 3	45.5%
鹿児島	314		1,354	23.2%	81	- 3	25.8%
沖 縄	189		1,307	14.5%	57		30.2%
計	14,853	- 4	106,075	14.0%	4,018	- 37	27.1%

※建築士事務所登録数は平成26年9月末日現在の数字である。